

第五次

東御市地域福祉計画・ 東御市地域福祉活動計画 (東御市再犯防止推進計画)

素々案

●年●月●日

東御市

はじめに

東御市 市長

社会福祉協議会 会長

※作成中

目 次

第 1 章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3

第 2 章 計画策定の背景

1	地域福祉政策の動向	4
2	東御市の課題と対応	7

第 3 章 計画の基本理念と目標

1	基本理念	1 1
2	基本原則	1 2
3	基本目標	1 3
4	計画の体系	1 4

第 4 章 施策の展開

基本目標 1	地域福祉を推進する人づくり	1 6
・施策 1－1	共に生きる福祉意識の醸成	1 6
・施策 1－2	地域福祉活動の担い手育成	1 9
基本目標 2	安全・安心に暮らせる地域づくり	2 1
・施策 2－1	暮らしを守る防災・防犯体制の充実	2 1
・施策 2－2	健康づくりを支える地域活動の推進	2 3
・施策 2－3	子育て・子育てを支える環境づくり	2 5
基本目標 3	支え合い、つながる環境づくり	2 7
・施策 3－1	顔の見える交流の促進	2 7
・施策 3－2	地域ぐるみの支え合い推進	2 9

第 5 章 計画の推進体制

1	計画策定体制	3 2
2	計画の進行管理	3 3

第6章 一体的に推進する項目（再犯防止推進計画）

1	計画の概要	37
2	再犯の現状と分析	38
3	基本方針と施策の方向	46
4	施策の実施体制	50

資料編

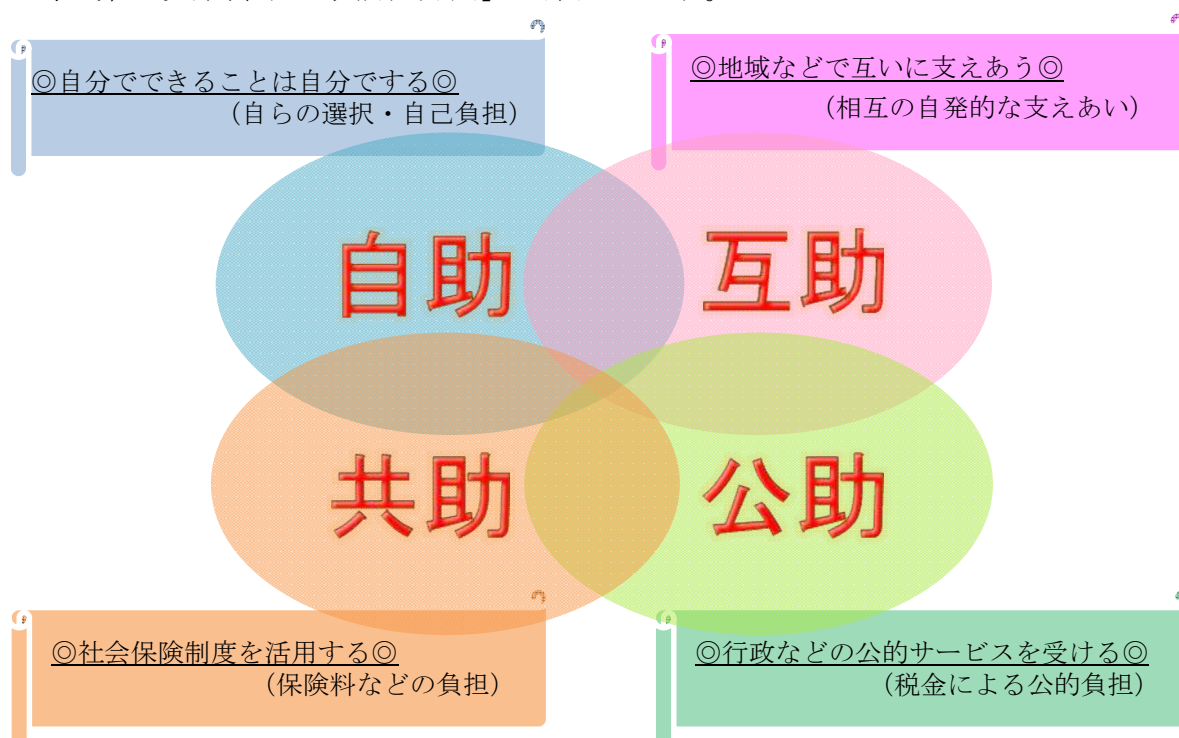
1	統計データ	52
2	アンケート結果	55
3	計画策定の経過	56
4	東御市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿	57
5	東御市地域福祉計画推進・策定委員会設置要綱	58

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、分野ごとの個別計画により進めてきた福祉施策に関し、平成19年3月に「東御市地域福祉計画」を策定し、第一次計画の取組成果や新たな課題を踏まえて平成24年4月に第二次東御市地域福祉計画を、平成29年4月には地域という横軸の視点から福祉を捉えるとともに個別分野に共通する理念や考えを反映させた第三次東御市地域福祉計画を策定しました。

近年、少子高齢化や核家族化の進行に伴う地域コミュニティの希薄化や社会的孤立、また、物価高騰等による生活困窮など、地域における福祉課題は複雑・多様化しています。このため、令和2年4月策定した第4次東御市地域福祉計画を見直し、社会情勢の変化や地域福祉の現状について、行政はもとより、市社協をはじめとする地域福祉に関する支援団体、地域、そして市民一人ひとりが主体的な行動をとり、誰もが自分らしく安心してこの地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指します。特に、地域の特性や資源を生かして「共助」を実践すること、そして、「自助、共助、公助」の役割分担を踏まえて、多様な主体が連携し、ネットワークを組んで地域全体の支え合う力を高めることが重要です。行政と地域住民、関係機関等が協働して地域福祉活動に取り組むため、「第5次東御市地域福祉計画」を策定します。



行政が公的に担うサービスを提供しつつ、自助・互助・共助の活動を支援することにより、地域福祉を総合的に推進します。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置づけ

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

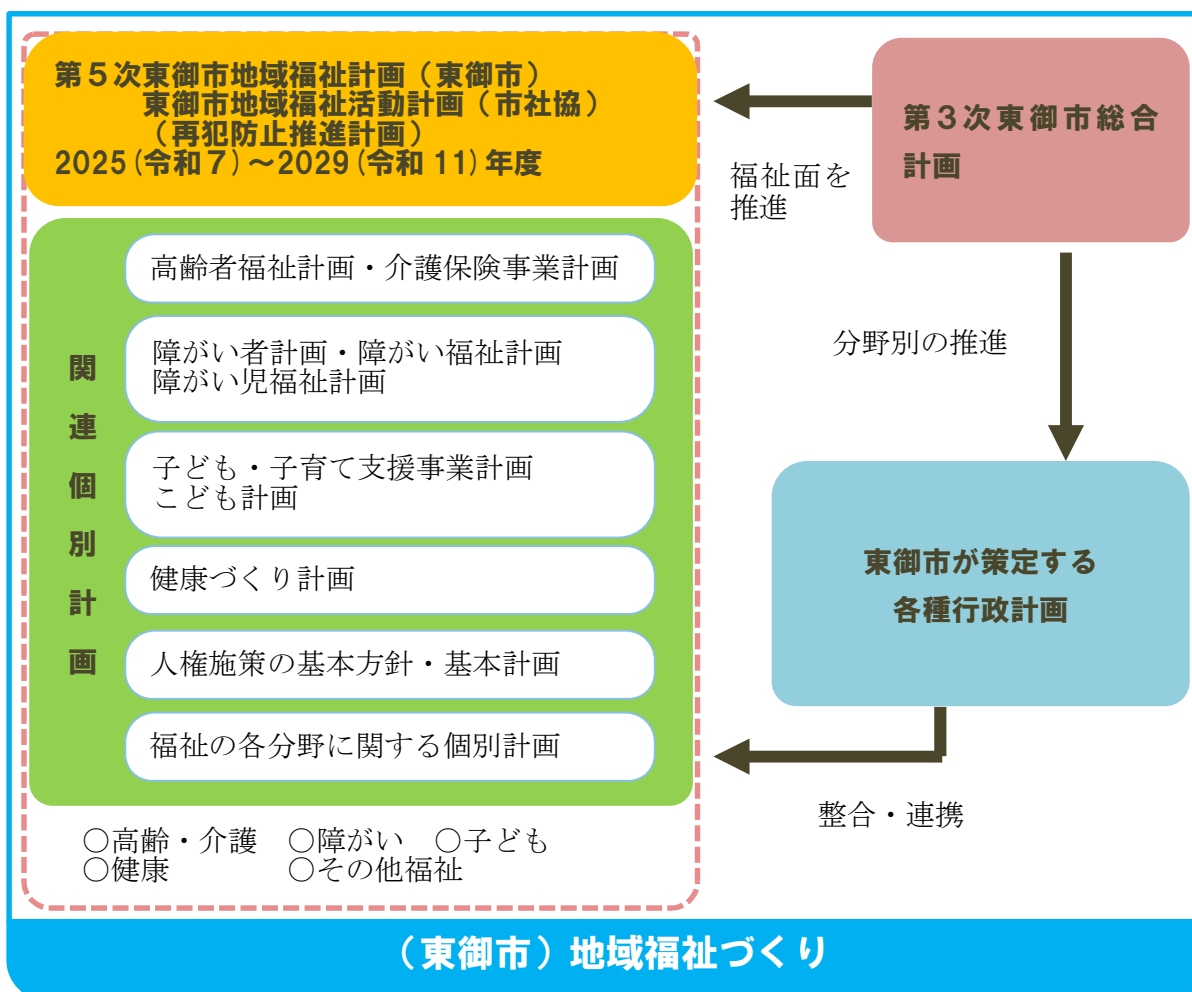
上位計画である東御市総合福祉計画から福祉面を推進し、高齢者、障がい者、児童、健康保健に関わる市の分野別計画との連携を図ります。

なお、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項に基づく「再犯防止推進計画」を本計画に包含します。

(2) 計画の性格

本計画は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に係る様々な福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定めるとともに、行政と地域住民、関係機関等が解決に向けて協働して取り組む地域福祉活動の方向性を示すものです。

地域福祉の理念を定める「地域福祉計画」をより実効性のある計画とするため、東御市社会福祉協議会（以下、社協）が策定する本計画の理念等を具現化する計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。
 なお、社会情勢の変化による新たな課題等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

年 度 計 画	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
東御市総合計画	第2次（後期）				第3次（前期）					
東御市地域福祉計画	第4次				第5次 第5期					
東御市地域福祉活動計画 （社協）	第4期									
東御市高齢者福祉計画 東御市介護保険事業計画		第8期		第9期		第10期				
東御市障がい者計画		第4次					第5次			
東御市障がい福祉計画 東御市障がい児福祉計画		第2期		第3期		第4期				
東御市子ども・子育て 支援事業計画	第2期				第3期					
東御市健康づくり計画 東御市自殺対策計画	第2次（後期）				第3次（前期）					
東御市人権施策の 基本方針・基本計画		第3回				第4回				

第2章 計画策定の背景

1 地域福祉政策の動向

(1) 国の動向

国では、平成12年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定が規定されて以降、災害時要配慮者支援、社会的孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者支援などを地域福祉計画に盛り込むよう示されました。

こうした人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、国では、地域共生社会の実現に向けて、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が打ち出されました。

地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体（団体等）が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。社会が変化し続ける中、社会福祉法等の改正をはじめとする様々な法律が施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が推進されています。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

(2) 地域課題の複雑化・複合化

少子高齢化の進行、単身高齢世帯・高齢者のみ世帯及び共働き世帯の増加等により、介護や見守り、子育ての支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化により、家庭及び地域の支援力が低下しています。

また、8050 問題¹やダブルケア²、ヤングケアラー³等、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えており、分野別に組み立てられた縦割りの既存制度では、対応が難しいケースも顕在化してきています。

なお、第4次計画においても、地域福祉を推進するための各主体の役割を明らかにするとともに、様々な取組を進めてきたところですが、課題はさらに深刻化しています。

(3) 新たな社会的課題の対応

令和元年東日本台風は、本市の各種都市基盤（インフラ）や、経済活動へ甚大な被害をもたらしました。過去に経験のない規模の被災により、住民の安否確認や避難行動、避難生活などの場面において、「公助」に増して、地域や身近にいる人で助けあう「共助」の重要性が再確認されることにもなりました。特に、配慮を要する方への実行性のある避難行動支援の仕組みづくり等が求められています。

また、新型コロナウイルスの感染症拡大への対応により、新しい生活様式の実践が求められ、日常生活、社会システムが大きく変容しました。特に、市民のつどいの場において、令和2、3年度においては、実施回数の減少または開催中止等、大きな影響を受けました。アフターコロナの活動に対しても、感染症拡大リスクが伴うため、地域福祉活動の大きな足枷となっていました。

このような時代の変換期においてデジタル化による社会の仕組みの再構築が各地で進められています。国を挙げてDX（デジタル・トランスフォーメーション）⁴の取組が進められる中、地域福祉分野を含めたあらゆる分野において、デジタル技術を活用することで、新たな日常への対応や飛躍的な利便性の向上が期待されています。

¹8050 問題：80 第前後の高齢の親が 50 第前後のひきこもりの子どもの生活を支える問題

²ダブルケア：育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと（晩婚化・助産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多い）

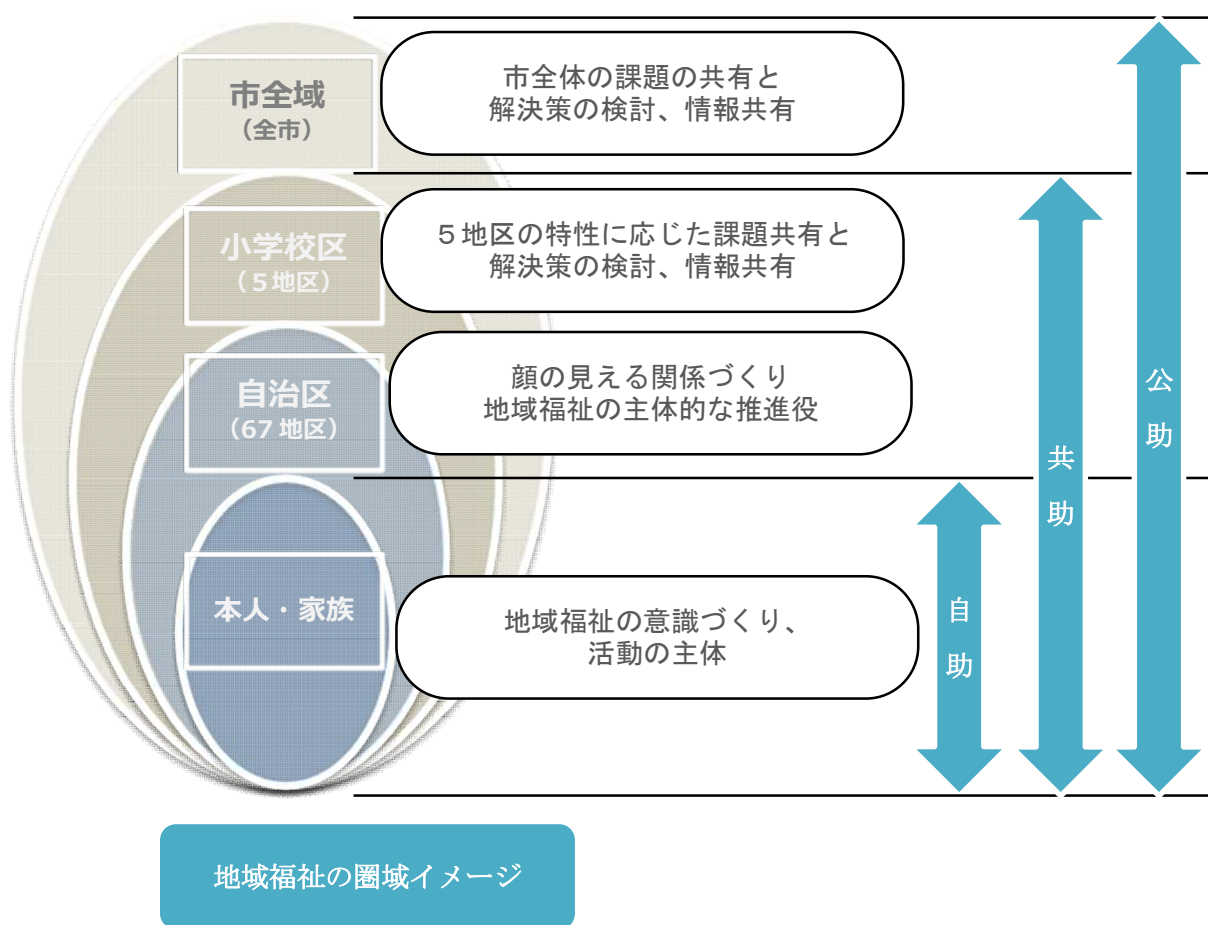
³ヤングケアラー：一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

⁴DX（デジタル・トランスフォーメーション）：情報技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

(4) 地域福祉推進の地域・圏域の考え方

本市は、平成 16 年 4 月 1 日に小県郡東部町・北佐久郡北御牧村の 2 町村が合併し、東御市となりました。このため、本計画での地域とは、一般的な地理的圏域を示す場合と各地区（東部町の 4 地区と北御牧の 1 地区）を示す場合があります。

地域福祉の推進を考える際は、こうした地域課題を一律に市全体で捉えるのではなく、より身近な地域の中で検討し、圏域ごとの役割を意識するとともに、地域住民等が主体的に解決へ取り組むことが必要です。ついては、圏域を以下のように考え、機能を明確にして、圏域の特性を活かしていきます。



2 東御市の課題と対応

本市の地域福祉活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大から、地域のつながりや集まりに制限がかかるなど、多大な影響を受けました。

多くの高齢者などが外出を控え、居宅で長い時間を過ごし、身体の働きが低下し、フレイル⁵の進行が懸念され、心身への影響が少なからず露見してきています。また、高齢者に限らず、生活困窮、社会的孤立の進行、また児童虐待など子どもを取り巻く環境も大きく変化してきました。これらのことから、改めて地域の支えあいや地域づくりが求められています。

(1) 第四次計画の評価からみる課題・成果等

東御市地域福祉計画推進・策定委員会及び庁内会議において、第4次計画の評価と検証を行いました。課題、成果内容等についての整理をすると、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントや講座などが開催されなかった他、各目標における課題が挙げられました。

基本目標Ⅰ－1「生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す」は、コロナ渦による受診控えがありましたが、特定検診等の受診率は増加傾向になりました。一方で肥満者の割合は増加傾向にあり、より一層市民の方が健康づくりに取り組みやすい環境づくりが必要です。

基本目標Ⅰ－2「誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す」は、生活困窮者自立支援事業において、対面と電話のみの相談方法からLINE相談を開始しました。さらに児童虐待の件数が年々増加傾向にあるなか、子どもサポートセンター開設により、早期発見、対応を行っています。複合的な課題を抱える家庭など、個々の状況に応じた、庁内外の関係機関との包括的な支援の更なる強化を図ってまいりました。また、障害福祉サービス事業所への通所利用者が年々増加傾向にあるなか、障がいの有無に関わらず、互いに理解し合いあいながら交流できる放課後支援体制の構築が課題になっています。

基本目標Ⅰ－3「元気で生きがいのある高齢社会を目指す」は、いきいきサロン等地域の集まりへ専門職の講師を派遣し、健脚度測定やフレイルチェックを行い要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握し、介護予防事業へつなげました。また、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを中心に「チームオレンジ」が2箇所立ち上がり、認知症当事者と家族を地域で支えています。

基本目標Ⅱ－4「安心して子どもを産み育てられるまちを目指す」は、地区の公民館、市内の自然運動公園等での交流拡大を図るため、遊びの提供や親子交流、子育てに関する学び、相談事業等を開催しました。子育て家庭の負担軽減と子育て支援センターの機能強化として、一時預かり事業を実施し、今後は、子育て支援センターの利用拡大に向けた新たなサービス基盤づくりを進めています。

⁵フレイル：加齢や疾患などにより、心身の様々な機能が脆弱になった状態

(2) 統計データ

本市では、年々人口減少・少子高齢化が進んでいます。それに伴い、福祉ニーズが拡大する一方で、担い手不足が懸念されています。市民一人ひとりが支え手として活躍できる、活躍しやすい環境と地域づくりが課題となっています。

また、高齢者のみの世帯、核家族世帯や知的・精神障がい者手帳所持者が増加しており、世帯が抱える課題の複雑化・複合化に対し、既存の支援体制から分野や縦割りを越えた分野横断的な連携がより重要となっています。

近年の新型コロナウイルス感染症の影響で、生活困窮に関する相談件数が飛躍的に増加しました。また、アフターコロナとなった昨今でも、物価高騰に直面した世帯が依然多く、コロナ前よりも相談件数は高止まりしています。社会的孤立につながらないよう、市や社協が連携して支援を継続していく必要があります。

(3) アンケート結果

本計画策定のため、本市に住所を有する16歳以上の方1,000人を対象にアンケート調査を行ったところ、317人の方から回答を得ました。

この中で、「隣近所とのお付き合いの状況」の問いに対して、「子どもや高齢者の世話、買い物や家事を頼む、頼まれることがある」、「困りごとや悩みごとを相談しあうことがある」と答えた方が減少している一方で、「あいさつや回覧板を回す程度である」、「たまに立ち話をする程度である」と答えた方が増加しており、近隣関係との付き合いが希薄化傾向にあります。特に居住年数の短い住民の間で、付き合いが薄くなっており、地域福祉を推進していくためにも、顔の見える近隣関係の再構築、地域のつながりの維持・創出が課題となっています。

また、「地域活動などへの参加状況」の問に対しては、「区（公民館、消防団等含む。）の活動へ参加」と答えた方が前回調査から減少し、「参加していない」と答えた方が増加しました。一方で「今後のボランティア活動について」の問に対しては、「是非活動したい」、「機会があればやってみたい」と答えた方は「興味がない」、「余裕がない」と答えた方より多くなっており、こうした意向に参加へつなぐ仕組みや環境整備が必要となっています。

「心配事などの相談先」の問に対しては、「市役所、市民病院、温泉診療所など」の公的機関などの公共圏への相談先は減少し、「家族・親戚」、「友人・知人」などの親密圏での相談先が増加しています。新型コロナウイルス感染症の拡大前後の結果として、相談先が「公助」から「自助・共助」へと移行している傾向にあります。公的機関の相談先の周知を図るとともに、どんな悩み事も受け止めることができるよう、相談支援体制の更なる充実・強化を図っていく必要があります。

また、「生活困窮者自立支援制度の利用率」問に対しては、「わからない」と答えた方が前回調査比と同様の傾向でありました。「生活困窮の問題や支援制度について、具体的にどのような支援が必要か」の問に対しては、「就労支援」から「生活支援」を求める回答が増加し、実際に支援を必要としている方への環境整備に加えて、認知度の増加を図っていく必要があります。

(4) 当市の地域課題

地域福祉懇談会（学生への聞き取り含む）や庁内会議等において意見聴取を行った結果、次のとおり当市の課題が挙げられました。

分 類	主な意見
地域福祉活動の担い手不足	・地域ボランティアの担い手不足が顕著。 ・福祉サービスの担い手の人材確保が困難。
高齢化の進行	・高齢者の就業率の増加やニーズの変化などでシニアクラブの登録者数が減少傾向にある。 ・一人暮らしの高齢者が増え、「共助」の重要性が高まっている。
福祉への理解不足	・福祉を「自分事ごと」として捉えにくい。
交流の機会減少	・コロナ渦を明けて、地域活動が減少した。 ・若年世代の方々が地域の活動に参加しない。
防災への対応	・災害発生時の「避難行動要支援者」の対応に不安あり。 ・隣近所の方を気にしている余裕がない。
移動手段の確保	・通院、買い物等の移動が困難。 ・数年後、車を手放したときに移動手段がなくなる。
健康意識の低下	・コロナ渦の影響で運動教室に参加しなくなった方が増加。 ・家族の高齢化に伴う病への心配がある。
居場所づくり	・仕事を辞めた高齢者のひきこもりリスク。 ・子どもが地域で遊ぶ場所が少ない。
若者の地域参加不足	・地域行事に参加するハードルが高い。 ・子どもがいと参加できる行事や時間帯が限られる。
地域福祉の推進体制の課題	・生活等に困ったときに、どこに相談すれば良いかわからない。 ・ボランティア活動に限界がある。

(5) 課題の整理

統計データやこれまでの計画の評価、市民アンケート調査結果および地域福祉懇談会等で挙げられた地域課題を整理すると次のとおりです。

- ① 地域福祉活動の担い手の確保、既存資源の発掘
 - ・地域福祉活動の担い手確保と負担軽減
 - ・少子高齢化に伴う、地域活動の再構築
 - ・地域福祉への意識強化
 - ・地域福祉圏域と活動内容の整理
- ② 複雑化・多様化するニーズの対応
 - ・市や社会福祉協議会の専門的な支援体制の整備
 - ・関係分野や機関等の連携の強化
 - ・地区を越えた連携、協働体制の構築
 - ・既存制度では対応できない方の顕在化
 - ・本来支援が必要だが、支援を受けられていない方へ対応方法の検討
- ③ 地域とのつながりの推進
 - ・気軽に参加しやすい地域福祉活動の創出
 - ・地域主体の「通いの場」や「居場所」の確保
- ④ 新たな制度等への対応
 - ・分野を越えた支援体制の整備
 - ・災害時の対応
 - ・再犯防止対策の推進

第3章 計画の基本理念と目標

1 基本理念

住み慣れた地域で、高齢者、障がい者、児童をはじめ、市民一人ひとりが尊重され、一人ひとりの思いを見逃さず支えていくために、みんなで参加し、協力して、いつまでも安心して暮らすことができる地域づくりが必要です。

すべての市民にとって、東御市がやさしさと安心感に包まれた地域となるように、一人ひとりの「絆」を強め、みんなで支え合いわかちあう地域づくりを目指します。

そのためには、人と人とがつながっていることを理解し、互いの個性を尊重しながら認め合い、支えあえるまちを目指し、以下のように基本理念を定めます。

**ともにつながり、ともに認め合う、
みんなが助けあい支えあうまち**

2 基本原則

東御市の地域福祉に対する基本原則として、第1次地域福祉計画から継承しています。

(1) 一人ひとりの思いを大切に（個人の尊重）

地域に暮らす一人ひとりが、児童も高齢者も障がいのある人もない人も、その地域を構成しています。お互いの立場、人権を尊重し合うことがなによりも大切です。

同じ地域に暮らす仲間として認め合いながら、差別や偏見のない地域づくりのために、お互いを理解し合い、その人らしく安心して暮らしていけることが重要です。

(2) 地域 みんなが主役です（住民参画・協働）

市をはじめとする行政機関を中心に、障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉などさまざまな福祉施策が講じられてきましたが、一人ひとりのニーズが多様であるため、行政の福祉施策だけでは、地域で暮らす人々全ての課題への対応が難しくなっています。

多様化する地域内の課題解決には、行政のみならず、地域の皆さんが主体的に参画し、地域の課題を自らの課題として受け止めることが大事です。

市、社会福祉協議会、地域、ボランティア団体、福祉サービス事業者等さまざまな組織と協働し、課題の解決に向けて自らも、自分のこととして行動していくことが必要です。市民一人ひとりが地域福祉の担い手としての意識を持って、地域福祉に関わる事業や活動を推進することが望まれます。

(3) 地域で暮らしていくこと全般を捉えることが重要です（総合的対応）

地域での生活課題は多様であり、一人ひとりの課題は千差万別です。一つひとつの問題解決だけでなく、その人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、その人が中心となる家族、友人・知人、地域までも視野に捉えて総合的に課題解決への方策を探っていくことが大切です。行政は、「保健・医療・福祉の連携」に留まらず、地域福祉推進のために内外の関係機関と連携し、誰もが地域で安心して暮らしていくために、生活基盤全般にわたり、総合的に福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

3 基本目標

基本理念実現のため、基本原則に基づき次のとおり基本目標を設定します。

基本目標 1

地域福祉を推進する人づくり



地域福祉を担う行政、関係機関、各種団体、事業者などはもちろん、市民一人ひとりを含めて、担い手としての意識が重要となります。福祉意識の醸成や実際に担い手として活躍できるような支援を図ります。

基本目標 2

安全・安心に暮らせる地域づくり



近年の激甚化する自然災害に対応するために、地域での備えが欠かせません。災害時に地域で支え合う体制づくりの支援を図ります。

地域において誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会の基盤をつくるために、生まれる前から老いる時までの地域福祉の推進を図ります。そのためにも、全てのこどもが健やかに成長できる環境づくりと、生涯にわたる心身の健康づくりを進めます。

基本目標 3

支えあい、つながる環境づくり



地域における助け合い・支え合いの基盤づくりに向けて、身近な住民同士が日頃から気軽につながることができ、気軽に参加できるような、多様な居場所・交流の場を、多様な主体が連携してつくるための支援を行います。

高齢者や障がい者、子育て世帯やひとり親家庭、生活困窮者等、生活上の困難を抱える市民が地域において自立し、安心した生活を送ることができるよう、分野を越えた包括的支援体制の充実に取り組みます。

4 計画の体系

課題と求められる方向性

基本理念

地域福祉活動の担い手確保と地域福祉への意識強化

- ・ 市民一人ひとりの福祉に対する意識と人材育成の推進を図ります。
- ・ 主体的に地域に関われるよう、それぞれの視点から地域福祉を推進できるように支援します。

誰もが安全・安心に地域で暮らせる支援

- ・ 防災活動や再犯防止に取り組む地域づくりを目指します。
- ・ 心配事として、自分や家族の健康問題は、高い傾向にあります。

地域とのつながりを推進

- ・ コロナ渦を経て、これまで以上に地域のつながりの希薄化が懸念されます。
- ・ 不安や孤独感を抱える世帯に気づき、寄り添い、孤立を防ぐような場づくりが必要です。
- ・ 複合的な課題を抱えるケースの増加が懸念されています。

ともにつながり、ともに認め合う、みんなが助けあい支えあうまち

基本目標

施 策

基本目標 1

地域福祉を推進
する人づくり

1-1 共に生きる福祉意識の醸成

1-2 地域福祉活動の担い手育成

基本目標 2

安全・安心に暮ら
せる地域づくり

2-1 暮らしを守る防災・防犯体制の充実

2-2 健康づくりを支える地域活動の推進

2-3 子育て・子育てを支える環境づくり

基本目標 3

支え合い、つな
がる環境づくり

3-1 顔の見える交流の促進

3-2 地域ぐるみの支え合い推進

第4章 施策の展開

基本目標 1

地域福祉を推進する人づくり

市民一人ひとりが互いの人格と個性を尊重しながら、地域の一員として共に支え合い、共に生きるという意識は、地域づくりの基本です。

誰もが福祉の担い手となる可能性を持ち合わせていることを意識付けていくとともに、あらゆる世代において、共に生きる心を育み、「共助」への参画意識を促していくため、福祉の担い手づくりを推進します。

【施策】 1－1 共に生きる福祉意識の醸成

少子高齢化や核家族化などに伴い、隣近所の相互扶助の関係が希薄化する中、地域、隣近所の絆を深め、共に支えあいながら暮らせる体制づくりが重要となってきます。

1 現状と課題

- ・令和2年国勢調査の結果本市の高齢者の就業率は29.8%となっており、平成27年の調査結果の28.1%よりも1.7ポイント上昇し、高齢者の労働意欲が高まっています。
- ・シニアクラブは、高齢者の生活を健康で豊かにするための地域を基盤とする自主的な組織ですが、本市のシニアクラブ登録数は減少傾向にあり、個々のニーズに合った生きがいを見つけるための支援が必要です。
- ・高齢化や核家族化、8050問題等により、高齢者等の財産の管理及び身上保護の必要性が高まることを踏まえ、今後成年後見制度⁶を必要とする者の増加が予想されており、制度の継続的な周知及び手続等の支援を行う必要があります。
- ・地域におけるつながりや助け合いを再構築していくためには、市民一人ひとりが地域の課題を「自分ごと」として捉える意識を高め、自ら課題解決に向けて行動を起こしていくことが求められています。
- ・民生児童委員による高齢者、障がい者、子育て世帯等への訪問活動からの情報提供や関係課機関との連携を図り、地域への福祉事業の提供の支援を進めます。
- ・部落問題をはじめ、インターネット上の人権⁷や性的マイノリティ⁸の人権等、様々な人権問題に対し、地域や学校、企業において教育・啓発事業を行っていますが、差別意識や偏見が依然としてあるため、継続的な啓発事業への取り組みを進めていくことが必要です。

⁶成年後見人制度：判断能力が不十分な方の権利を擁護するために、家庭裁判所が管轄する下で、本人の代わりに契約行為や、日常生活の見守りを第三者が行う制度

⁷インターネット上の人権：インターネット上に書き込まれた内容によって、その人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなどの人権侵害のこと

⁸性的マイノリティ：同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感がある人等のこと

2 施策の方向性

- ・高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、生きがい活動の推進と、就業機会確保のための支援を行います。
- ・権利擁護のための成年後見制度等の周知及び利用促進に努めます。
- ・地域における学びの機会を確保するため、出前講座や養成講座等の充実を図ります。
- ・民生児童委員の訪問活動による情報共有と必要な福祉サービス等の提供努めます。
- ・人権同和に関する教育・啓発の推進や相談体制の充実を図りながら、様々なマイノリティに関する学習・啓発事業などの取組みを推進することにより、一人ひとりの人権が尊重される地域づくりの推進を目指します。
- ・東部人権啓発センターと北御牧人権啓発センターが福祉の向上や人権啓発における住民交流の拠点の一つとして、地域に開かれたコミュニティーの場となる事業を展開していきます。
- ・障がい者や高齢者等の福祉の増進を図るため、関係機関と連携を取ながら必要な事業等の実施を推進していきます。

3 目標値

成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
生きがいを持って生活している高齢者の割合（元気高齢者）	71.0%（※）	増加
生きがいを持って生活している高齢者の割合（要支援認定者）	57.3%（※）	増加
地域づくりへ参加意欲のある高齢者の割合（元気高齢者）	57.1%（※）	増加
介護予防住民指導者養成講座参加者数	407 人	1,100 人
認知症サポーター養成講座参加者数	2,461 人	3,200 人
人権啓発学習会、人権セミナーなどに参加して、人権課題に対して理解の深まった参加者の割合	73.7%	78.0%

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・地域に根付いた福祉活動を行っていきます。 ・人権同和教育事業へ参加します。
市	・就業機会を確保し、働くことを通じて生きがいを得ることを目的とし、シルバー人材センターに運営支援を行います。

	・シニアクラブ連合会や単位クラブが行う活動に対し支援、助成を行います。 ・地域の支え合い活動を目的とした各区の福祉運営委員等地域のボランティアによる自主的な活動を支援します。 ・計画に対する進捗状況を確認し推進を図ります。民生児童委員による訪問活動を通じ、必要な福祉サービス等の情報提供に努めます。 ・人権セミナー等の開催による人権教育の推進と啓発を実施します。 ・相談体制の充実と関係団体との連携強化を図ります。 ・福祉に関する知識や理解を深め、地域の支え合いを推進するための講座や研修会等を開催します。
社協	・地域共生社会の理念に乗っ取り、地域住民がより福祉を身近に感じられる取り組みを推進します。特に地域の現状を知ることを目指したワークショップや出前講座を積極的に行い、これまで地域活動への参加が少なかった住民が地域参加を行う橋渡し役を担います。

【施策】 1－2 地域福祉活動の担い手育成

地域福祉に関する活動は、担い手として民生委員・児童委員をはじめ、地域組織の方々やボランティアの方たちなどによって支えられています。

少子高齢化が進行する中で、今後の後継者不足が懸念されるほか、多様化する地域課題解決のために、資質や専門知識の習得、増員の必要性などが重要となっています。

1 現状と課題

- ・高齢化や核家族化が進む中、高齢独居世帯及び高齢者のみの世帯は増加傾向が続く、地域における見守りや安否確認の必要性が高まっており、担い手の発掘や育成が求められています。
- ・地域課題が多様化する中、民生委員・児童委員の活動内容が多岐にわたっています。各機関との連携や相談に対するハードルが高くなり、年々負担が増加しています。その中で、なり手不足など後継者問題もあるため、人材育成と発掘の強化が必要です。
- ・地域、社会的につながりが弱い人々は、多様化、深刻化、複合化するニーズのもとで、相互に支え合う関係性の中に入ることが難しい場合があります。こうした人々に対して支援を行うためには、関係を媒介する専門的な支援を行える人材の配置が必要です。

2 施策の方向性

- ・誰もが地域の一員として活躍することができるようなきっかけづくり等の環境整備を行います。
- ・人的資源の掘り起こしやボランティア登録の促進による人材の確保、専門知識の習得に向けた研修など学習の機会や場の提供を支援します。
- ・民生委員・児童委員の担い手の発掘・育成を支援します。
- ・民生委員・児童委員が地域の相談役としての役割を担うことができるよう研修の開催を通して委員の資質向上を図ります。
- ・支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、支援を必要とする人との結びつきの強化を図ります。

3 目標値

成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
どす来いサポーター数	20 人	30 人
チームオレンジステップアップ研修修了者数	16 人	22 人
民生委員・児童委員の活動支援 民生委員研修等の開催	3 回	6 回
コミュニティ・ソーシャルワーカーによる 地区担当制の導入		小学校区 (5 地区)

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・市民一人ひとりが地域の構成員であることを自覚し、地域の支え合いの活動に積極的に参加します。 ・民生委員・児童委員の活動内容を理解し、協力します。
市	・地域の担い手を育成する講座や研修会を実施します。 ・民生委員・児童委員に対する情報提供、研修会の開催等の支援を行います。
社協	・福祉運営委員会を中心とした小地域における福祉活動の推進を継続します。特に専門的かつ先進的な取り組み（スキルアップ）を求める委員・行政区等に対しては、専門職員による支援が行える体制を整えます。

近年多発する自然災害に対し、地域ぐるみでの防災力の強化が求められています。災害時に支援の必要な人の把握と非難のための手段確保や要支援者の避難支援対策も必要となります。

安心に暮らせる地域として、地域福祉の推進に加えて、「自助」となる自身の健康が大きく寄与します。地域のなかで生活が続けられるよう、日頃からの健康意識を地域ぐるみで意識づけられることが必要です。

【施策】 2－1 暮らしを守る防災・防犯体制の推進

地域、団体、行政、社会福祉協議会などの多様性を個別避難計画と災害時支えあい台帳の連携を図り地域への防災支援体制を進めております。

また、貧困、疾病などといった複雑な生育の中で犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の立ち直りや犯罪や非行の未然防止に向けて、再犯防止推進計画を策定し再犯防止の推進に努めます。

1 現状と課題

- ・災害時支えあい台帳は市内全区の約半数以上の地区が整備され、独自の防災計画による防災体制が整備されている状況です。未実施区については関係機関等を通じ災害時に対する支援体制の整備を行う必要があります。
- ・再犯防止に向けた取り組みについては何となく知っているという回答する市民が全体の4分の1程度となっていることをふまえ、再犯防止に向けた取り組みの周知、啓発に努めるとともに、犯罪をした人等の対応など「いつでも誰もが安全で安心して過ごし続けられる明るい東御市」を目指します。

2 施策の方向性

- ・防災体制については避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の高齢者について整備を進めました（令和6年度）。今後は障がい者への支援体制を推進し、随時更新を行うとともに、災害時支えあい台帳との一本化に向け地域の理解や検討を図りつつ、暮らしを守る防災体制の整備を進めます。
- ・非行防止における取組、犯罪をした人等の対応、また犯罪被害者等への対応を図りつつ、再犯防止における周知活動や啓発活動を進めます。

3 目標値

成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
個別避難計画の整備及び推進（高齢者世帯及び要配慮者世帯）	50%（67 区） ※高齢者世帯	100%（67 区） ※高齢者世帯及び 要配慮者世帯
災害ボランティアの登録者数	58 人	100 人
再犯防止に係る周知啓発活動	2 回	2 回

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・ 防災における事前想定、ハザードマップの確認 ・ 地域の支え合い、コミュニケーションの醸成、自助共助の啓発
市	・ 個別避難計画の整備推進及び災害時支えあい台帳との連携をはかります。 ・ 再犯防止推進計画を推進します。 ・ 更生を図る方への支援を行います。
社協	・ 災害時支えあい台帳及び支えあいマップの作成支援、平常時の支えあい体制構築における防災体制の強化支援、災害ボランティアの登録・育成を行います。

【施策】 2－2 健康づくりを支える地域活動の推進

地域において誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会の基盤をつくるために、生まれる前から老いる時までの地域福祉の推進を図ります。

1 現状と課題

- ・昨年度実施した「東御市の地域福祉に関するアンケート調査」では、自身の心配事として、自分や家族の健康問題は高い傾向にありました。
- ・高齢者が気軽に立ち寄りやすい場所でフレイル状態の各種測定やフレイル予防の取り組みができる環境整備を行うとともに、集まり等に出てくることができない高齢者への対応を行う必要があります。

2 施策の方向性

- ・市民が健康づくりに関心を持ち実践するためには、健康づくりの意識向上や環境を整えるなどの取り組みが重要です。健康づくりに関係する機関と連携し、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進します。
- ・地域での健康づくり活動を推進する健康づくり推進員の活動が継続できるよう、取り組みの充実を図ります。
- ・妊娠・出産期からの切れ目ない相談支援体制を提供するとともに、地域でこどもと子育て世帯を支援する環境づくりを進めます。
- ・地区公民館などを拠点として、高齢者が歩いて通える範囲でのフレイル予防に関する取り組みを推進します。

3 目標値

成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
健康づくり推進員により地域づくりと連携した健康づくり事業を実施している地区	5 地区	5 地区
ずく出し教室開催数	55 回	65 回

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・日常生活内での活動量の増加、自分に合った運動を見つけて継続します。 ・自らの健康づくりに関心を持ち、定期的に健康診査、がん検診を受診し、必要に応じて保健指導を受けるように努めます。

	・望ましい食生活を身につけるよう努めます。 ・心身の疲労回復とストレス解消のため、十分な睡眠をとるなどセルフケアに取り組めます。 ・フレイル予防の重要性を理解し、日常生活内において自分に合ったフレイル予防活動を見つけて継続します。
市	・地域の健康づくり活動の充実を図るため、健康づくり推進員活動を支援します。 ・健康状況を分析し、市民が学べる機会を設けます。また、出前講座メニューを周知し、地域で講座を行います。 ・各ライフステージに応じた健康的な食生活の啓発を図ります。 ・関係機関と連携し、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及や相談体制の充実を図ります。 ・フレイル予防のための教室や講座等の積極的な情報発信及び普及啓発に取り組めます。
社協	・福祉運営委員等を中心とした行政区による主体的ないきいきサロン活動への参加によって、社会参加率を高め、閉じこもらない地域づくりによるフレイル状態の防止を目指します。

【施策】 2－3 子育て・子育てを支える環境づくり

共働き世帯が増加するなか、性別にとらわえられることなく家族で協力して子育てを行い、子育てに従事しやすい環境づくりが必要となっています。全てのこどもが健やかに成長できる環境づくりを推進します。

1 現状と課題

- ・急速な少子化の進展や核家族化の進行などから、社会全体で子育て・子育てを支援していくことが必要となっています。
- ・子育て世帯への支援体制に関する満足度の割合が低下しています。
- ・アフターコロナの中、隣近所との付き合いが希薄化しており、特に子どもの世話などを頼まれる割合は大幅に減少しています。
- ・子どもの預かりについてのニーズが高まっています。

2 施策の方向性

- ・妊娠・出産期からの切れ目ない相談支援体制を提供するとともに、地域でこどもと子育て世帯を支援する環境づくりを進めます。
- ・子育て世帯の不安や負担に寄り添い、早期から相談につなげ、ニーズに即した支援を提供することで、保護者が自信をもって子育てができ、子育てを楽しむことができる環境づくりを推進します。

3 目標値

成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
安心して子育てができる地域だと感じる親の割合	94.9%	97.0%
見守り支援員登録者数	31 人	50 人
すくすく LINE 登録者数	311 人	400 人

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・地域におけるこどもや子育て世帯への手助けや見守りを行います。
市	・妊娠・出産期からの切れ目ない相談支援体制の提供します。 ・子育て支援サポーター養成講座開催による、こどもや子育て世帯を支える地域の人材育成を推進します。

	・一時保育や長時間保育、休日保育、病児・病後児保育など、保護者のニーズに応じた保育の充実を図ります。
社協	・子育て世帯への見守り支援員による訪問や、子ども第三の居場所事業、子ども誰でも居場所くる me 等による一体的な取り組みを実施し、子育て世帯が抱える悩みが埋もれる事なく、専門職につながる体制を目指します。

基本目標 3

支え合い、つながる環境づくり

住みやすい地域づくりのための取り組みとして、進んで日頃から住民相互のつながりをもつよう心がける必要があります。地域福祉ネットワークの希薄化が懸念されるため、市民一人ひとりが普段の関わりを津兎手互いに見守り、声掛けのできる関係づくりから、問題があった場合に住民の様々な活動主体や関係機関、行政につなげることのできるネットワークの構築が必要となっています。

【施策】 3－1 顔の見える交流の促進

1 現状と課題

- ・高齡化や核家族化が進む中、高齡独居世帯及び高齡者のみの世帯は増加傾向が続く、地域における見守りや安否確認の必要性が高まっており、地域の中で顔の見えるネットワークづくりが求められています。
- ・独居高齡者、認知症高齡者が増大しており、また核家族化が進む中、入所・入院の手続き、葬儀や遺品の対応など、人生の最終段階での問題が深刻化し、サポート体制の構築が求められています。
- ・在宅でのサービス利用の需要が高まり、供給量の確保が必要です。

2 施策の方向性

- ・地域の高齡者がより気軽に定期的に参加し、身近な地域に暮らす者同士が交流できるように、通いの場等の充実を推進します。
- ・独居高齡者等が地域で安心して暮らすための体制整備を図ります。
- ・在宅での生活が困難になった場合においても、医療・介護サービスをこれまで以上に一体的に提供できる環境を整備することで、在宅での生活が選択肢のひとつとなるような体制整備を推進します。

3 目標値

成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
自主的な通いの場数	9 箇所	20 箇所
高齡者センター（ふれあいとうみ）の利用者数		年間 6,000 人

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・ 地域の集まりの場に、積極的に参加します。
市	・ 専門職が地域に出向き、通いの場の新規立ち上げ支援や継続支援を行います。 ・ 毎週土曜日に総合福祉センターの貸館及び地域包括支援センターの総合相談窓口の開所により、総合福祉センターの利活用及び相談支援体制の充実を図ります。
社協	・ 身寄りのない高齢者等が抱える悩み事を、積極的に打ち明けられる仕組みづくりを目指します。特に住民に身近な存在として活動する福祉運営委員や民生児童委員が日頃の活動から把握した情報を、関係者が共有できる体制を目指します。

【施策】 3－2 地域ぐるみの支え合い推進

地域での困りごとがあっても、相談できない・相談しないケースが多々みられます。このように表に出てこない困りごとを相談に結びつけるための仕組みづくり、近年多様化する福祉ニーズに対応するために、専門的な人材確保や関係機関が連携のもと、身近な地域で相談できる体制の構築が求められます。

個々の分野だけでは対応が難しい複合的な福祉課題や制度の狭間にある課題への対応が問題となっており、多分野が連携し、個人と地域行政が連携した重層的な支援体制の整備が求められています。

1 現状と課題

- ・児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待及び配偶者暴力の4つの虐待の相談件数は、一定の水準のまま推移しています。4つの虐待防止のため、介護保険事業所、警察、医療機関、民生児童委員、上小圏域成年後見支援センターなどの関係機関との連携を強化し、さらには、虐待を未然に防止する関係者のスキルアップが課題です。
- ・高齢化や核家族化が進む中、高齢独居世帯及び高齢者のみの世帯は増加傾向が続き、地域における見守りや安否確認の必要性が高まっています。
- ・障がい者手帳の所有者数は年々増加しています。また、障がいのある方を取り巻く環境が大きく変化しており、障がい者本人や家族が抱える課題やニーズは複雑化・多様化しています。特に本人・家族の高齢化により自宅での生活が困難になった際の訪問系サービスやグループホーム等の住まいの確保、また自立に向けた就労の支援に関する需要の増加が見込まれます。
- ・ひとり親、障がい、生活困窮世帯では、経済な課題のみならず、社会環境の変化や家族や地域との関係の希薄化等が複雑に絡んでいるため、課題の解決が困難で生活保護受給を新たに開始するケースが増加しています。
- ・孤独・孤立状態にあることは、健康面への影響や経済的な困窮等につながる可能性が高いことが懸念されていますが、自ら相談機関につながるケースは少なく、ひとり一人の状況を把握することが困難であり、支援につなぐりにくいことが課題となっています。
- ・女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐に渡っており、さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多くなっています。

2 施策の方向性

- ・市職員、地域包括支援センター職員が権利擁護の身近な相談窓口となり、児童相談所、福祉事業者、警察などの関係機関との連携を図ることで、早期対応に努めるとともに、関係者のスキルアップを図るための研修会等を実施することで、事態の深刻化を防ぎます。
- ・地域の支え合いによる見守り活動を推進するとともに、企業とも連携しながら在

宅生活を支援する体制整備を図ります。

- ・障がい者（児）の個々の課題やニーズの多様化に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、各関係機関や地域と連携し、住み慣れた地域や自宅での生活を継続できるよう、各関係機関や地域の方との連携体制の強化やサービス提供体制の充実を推進します。
- ・個々の状況に応じた具体的な支援方法を検討し、重層的な支援を提供するため、庁内外の関係機関との連携や伴走的支援の充実を推進します。
- ・孤独・孤立状態である方が早期に必要な機関につながるができるよう、相談体制の充実を図ります。また、連携体制の強化を通じて、様々な機関が支援体制を構築し、各々の権限の範囲内での継続的な見守りを実施できるよう支援体制を構築します。
- ・困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、引き続き女性相談支援員について周知し、相談をしやすい体制を整備するとともに、女性相談支援センターをはじめ庁内外の関係機関との緊密な連携を図り、早期の問題の解決に努めます。

3 目標値

成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
高齢者見守り協力事業者数	0 箇所	15 箇所
福祉に関する各種サポーター等養成者数	376 人 (R4)	400 人
障がい福祉施設からの一般就労移行者数	25 人 (H30～R4) ※累計値	47 人 (R6～R10) ※累計値
生活困窮者の就労者数	51 人 (H30～R4) ※累計値	52 人 (R6～R10) ※累計値

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・福祉課等で主催する研修会等に参加し、必要な知識を習得し、地域での支えあい活動に積極的に参画します。
市	・協力事業者を募り、見守り協定の締結に取り組みます。 ・地域の支えあい体制の充実を図るため、研修会等を開催します。 ・不足しているサービスを把握し、充足するため市内の福祉事業所等と連携を図ります。 ・早期に困難な問題を抱える女性の相談に乗れるよう、引き続き女性相談支援員を配置します。

社協	・住民が地域で気づいた異変や課題が、社協や行政、関係機関に届く仕組みづくりを支援します。特に行政区単位の福祉活動と地区単位・市域の福祉活動が連動し、一体的な取り組みが行える体制を目指します。
----	---

第5章 計画の推進体制

1 計画策定体制

計画の策定にあたっては、東御市地域福祉計画推進・策定委員会設置要綱に基づき、「東御市地域福祉計画策定・推進委員会」を設置し、本計画の取組内容等を審議しました。

また、関係部署と庁内会議を開催し、地域福祉の具体的な取組内容や横断的な推進体制の整備等について協議しました。

基本理念

共に支え合い、地域の絆を深めるまち

計画の推進

～地域の多様な主体～

住民

自治会

民生児童
委員

当事者団体

etc...

ボラン
ティア

地域福祉
推進組織

NPO

社会福祉
法人

東御市

連 携

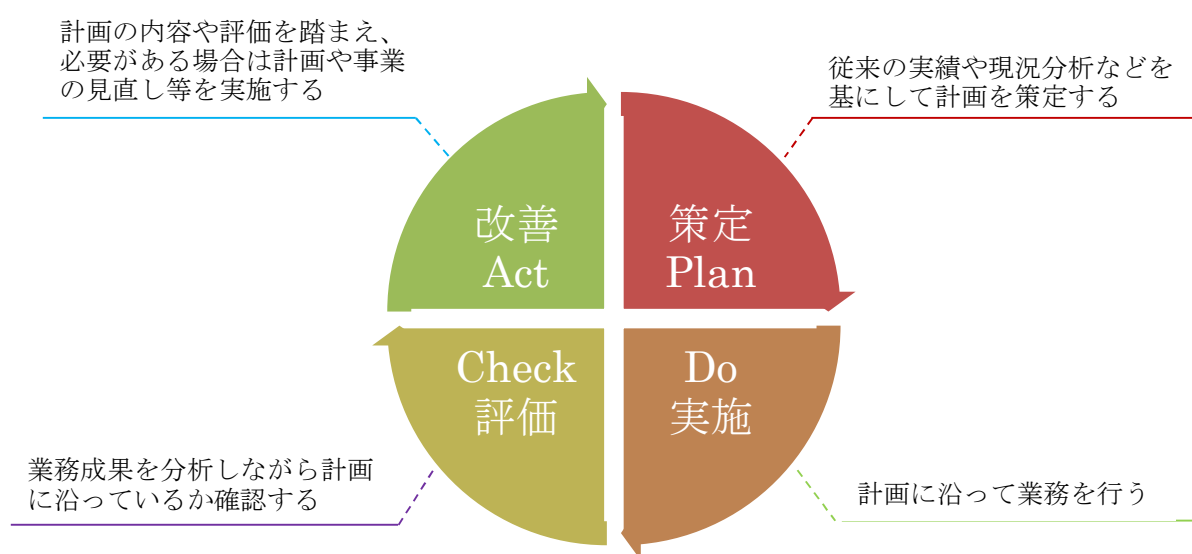
協 力

東御市社会福祉協議会

2 計画の進行管理・評価方法

本計画の取組内容について進行管理を図るため、毎年度点検、評価を行い改善へと結び付けます。

地域福祉の推進には、市民、関係団体、福祉事業者など地域に関わる多様な主体と市が協働して取り組む必要があることから、市だけではなく「地域福祉計画策定・推進委員会」において、進捗状況などについて意見をうかがい、基本方針に沿った具体的な取り組みについての評価をいただき、計画の進行管理を行います。市民をはじめ、区、民生委員・児童委員、福祉事業者、社会福祉協議会、行政などには、それぞれ次のような役割が期待されています。



① 市民・ボランティア・NPO等

市民一人ひとりが「地域福祉」についての理解を深め、市民が福祉を支える担い手である意識を高めていくことが重要です。

地域で開催される福祉イベントやボランティア活動に積極的に参加すると共に、地域住民同士の親睦を深め、見守り活動等の地域福祉活動を推進します。

ボランティア・NPOなどは、その活動内容を充実させるとともに、新しくボランティアの参加者を募ることが重要です。活動内容を分かりやすく、市民に伝えるアピール活動を強化します。また、必要などころへ必要なものを提供する、多様化する福祉ニーズに対応していくことが期待されます。

② 区

区は、地域福祉の担い手の中心となる中核組織です。区には福祉の担い手として福祉運営委員、健康づくり推進委員、消防団員などがいます。福祉推進の充実を図るため情報の共有や連携とともに、いざという時どう対応するかを防災訓練等において想定しながら訓練し、備えていくことが期待されます。

③ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、福祉行政と協働して地域福祉を推進する役割を担っています。市民の最も身近なところで、市民の生活状態の把握、市民への福祉サービスの情報提供等を基本として活動しています。さらに、地域と連携しながら地域福祉活動の担い手の一人となる役割を担っています。

④ 福祉事業者

福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者本位の事業活動を行うとともに、やサービスの質の確保、新しいサービスの創出が求められています。また、福祉事業者も地域の一員として、社会貢献活動など、実践による福祉のまちづくりへの参加など、地域社会の一員として活動していくことが期待されます。

⑤ 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法によって「地域福祉」の推進を図ることを目的とする団体であり、地域住民主体の活動を支援していく重要な役割を担っています。

また、社会福祉協議会は行政と連携して、本計画の推進役を担い、市民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが期待されています。

⑥ 行政

行政の基本的な役割は、本計画の施策を着実に実行することです。また、社会福祉協議会と協働して、適宜、地域福祉推進役として相互の連携を進めるための企画・調整を行い、住民参加を基本に地域福祉が総合的に推進されるように努めます。

東御市再犯防止推進計画

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景…………… 3 7
- 2 計画の位置づけ…………… 3 7
- 3 計画の期間…………… 3 7

第2章 再犯の現状と分析

- 1 再犯の統計データ…………… 3 8
- 2 東御市民の意識と動向…………… 4 0
- 3 主な再犯の原因と分析…………… 4 5

第3章 基本方針と施策の方向

- 1 基本方針…………… 4 6
- 2 施策の方向…………… 4 6

第4章 施策の実施体制

- 1 市役所内の推進体制…………… 5 0
- 2 連携する関係団体等…………… 5 0

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が成立、施行されました。

また、平成29年12月に国としての再犯防止推進計画が閣議決定されました。これにともない、県や市といった地方公共団体は、国の再犯防止推進計画に基づき、地方計画を定めることとなりました。

刑法犯の件数自体が全国的に減少傾向にあるものの、再犯者の人数は増加傾向にあること、犯罪や非行をした人（以下、「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や疾病、複雑な生育環境等といった困難な状況にあり、立ち直りに課題を抱えている例も見受けられます。

したがって、再犯防止のためには、刑事司法関係機関のみならず多くの機関が連携し、「息の長い」継続的な支援を実施することが求められています。

このため、本市では、いつでも誰もが安全で安心して過ごすことができる明るい社会の実現に向けて「東御市再犯防止推進計画」を新たに策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づき、東御市の「地方再犯防止推進計画」として作成します。

また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に基づく「市町村地域福祉計画」として策定する「第5次東御市地域福祉計画」の計画内に位置づけ、再犯防止にむけて施策の方向性を一体的に提示し、推進します。

3 計画の期間

本計画の期間は、「第5次東御市地域福祉計画」とあわせて令和7年度を初年度として令和10年度までの5年間とします。

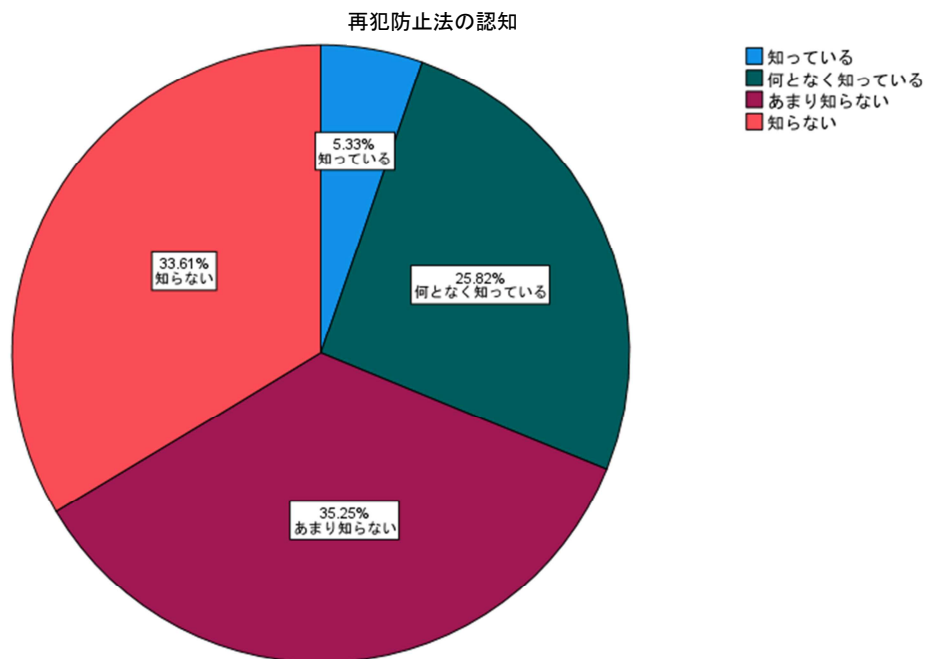
第2章 再犯の現状と分析

1 再犯に係る統計データ

Q1 再犯防止法についてどれくらい知っていますか。次の中から一つ選んでください。

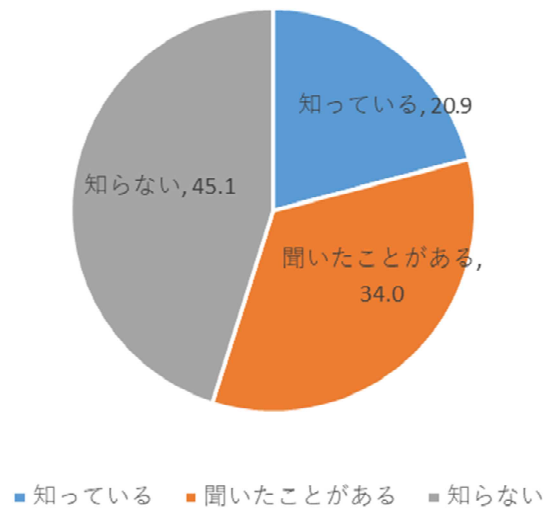
再犯防止法の認知

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	知っている	13	5.1	5.3	5.3
	何となく知っている	63	24.8	25.8	31.1
	あまり知らない	86	33.9	35.2	66.4
	知らない	82	32.3	33.6	100.0
	合計	244	96.1	100.0	
欠損値	99	10	3.9		
合計		254	100.0		

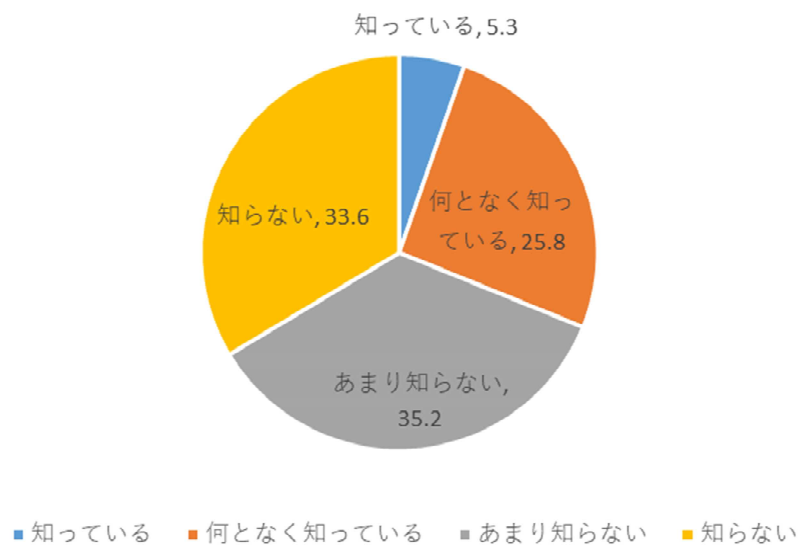


再犯防止法について、「知っている」「何となく知っている」は3人に1人の割合であり、「知らない」「あまり知らない」が7割を占めている。

「再犯防止法」の認知度（2019年調査）



「再犯防止法」の認知度（2023年調査）

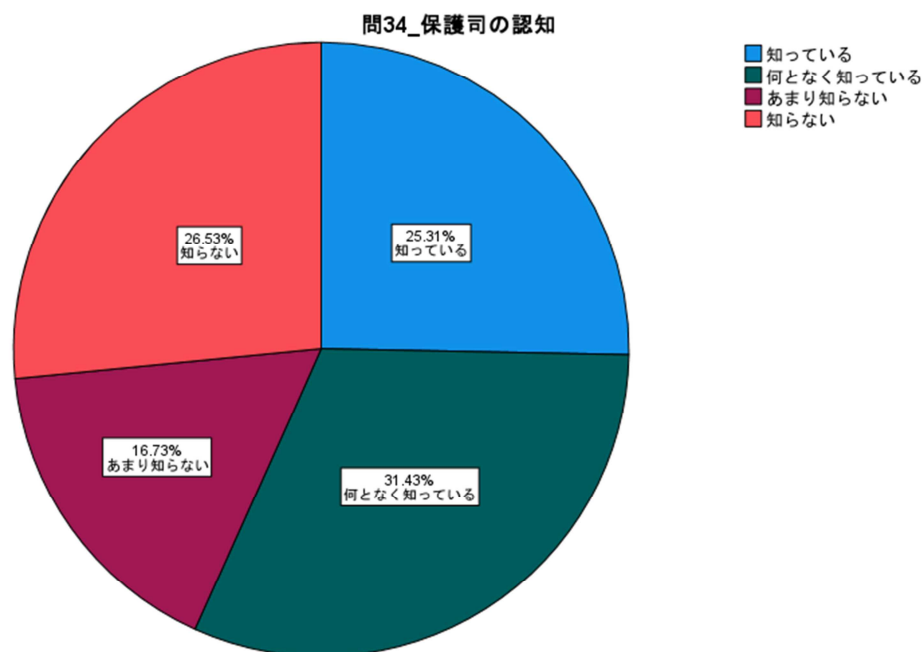


2 東御市民の意識の動向

問 34. 保護司のことを知っていますか。次の中から一つ選んでください。

問34_保護司の認知

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	知っている	62	24.4	25.3	25.3
	何となく知っている	77	30.3	31.4	56.7
	あまり知らない	41	16.1	16.7	73.5
	知らない	65	25.6	26.5	100.0
	合計	245	96.5	100.0	
欠損値	99	9	3.5		
合計		254	100.0		

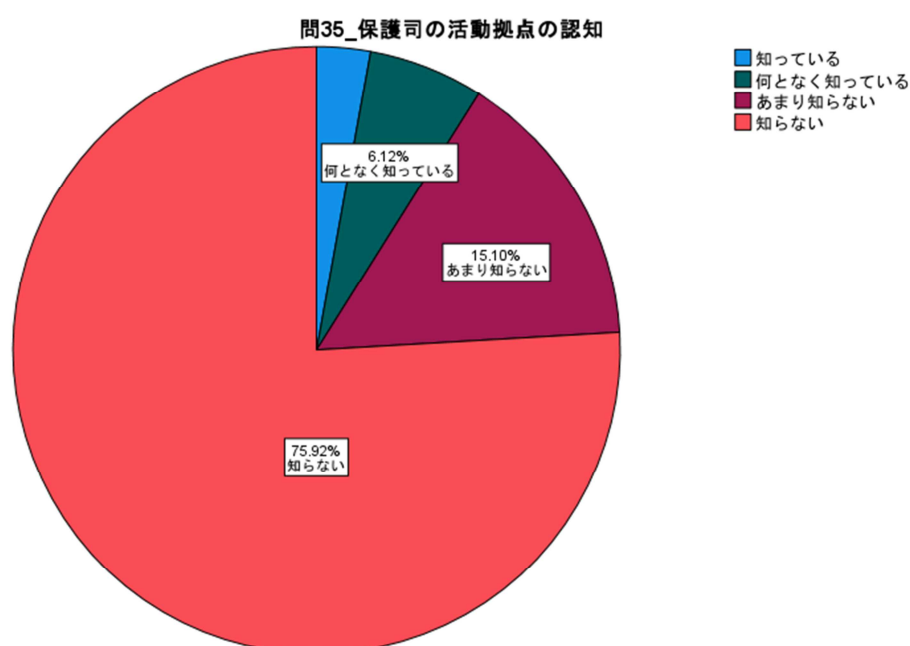


保護司の認知度は、「知っている」「何となく知っている」と回答した人が 57%であり、「知らない」「あまり知らない」が 43%であった。

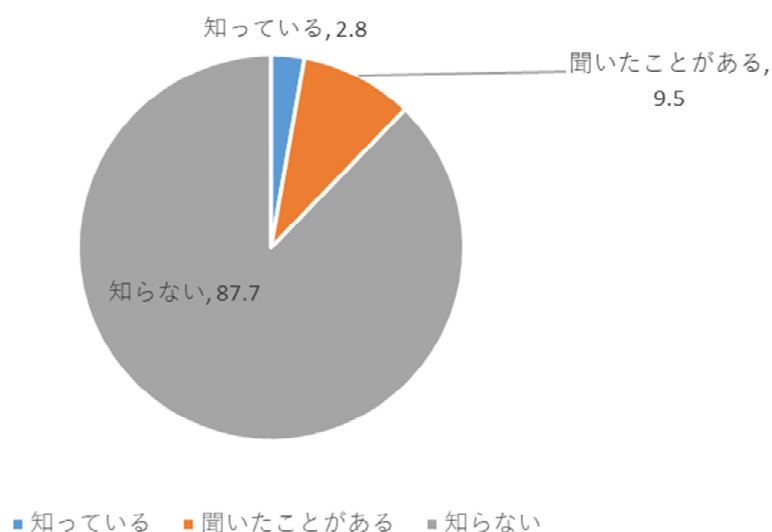
問 35. 保護司の活動拠点である東御・小県保護司会更生保護サポートセンターが総合福祉センター内にあるのは知っていますか。次の中から一つ選んでください。

問35_保護司の活動拠点の認知

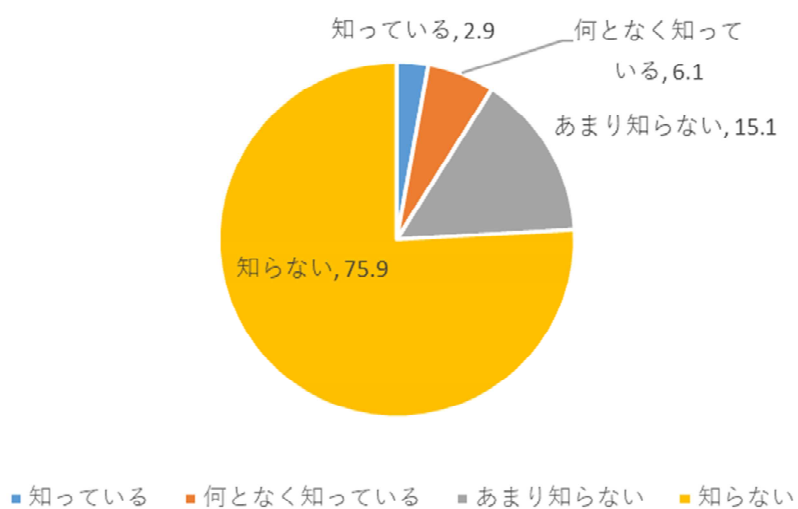
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	知っている	7	2.8	2.9	2.9
	何となく知っている	15	5.9	6.1	9.0
	あまり知らない	37	14.6	15.1	24.1
	知らない	186	73.2	75.9	100.0
	合計	245	96.5	100.0	
欠損値	99	9	3.5		
合計		254	100.0		



「更生保護サポートセンター」の認知度（2019年調査）



「更生保護サポートセンター」の認知度（2023年調査）

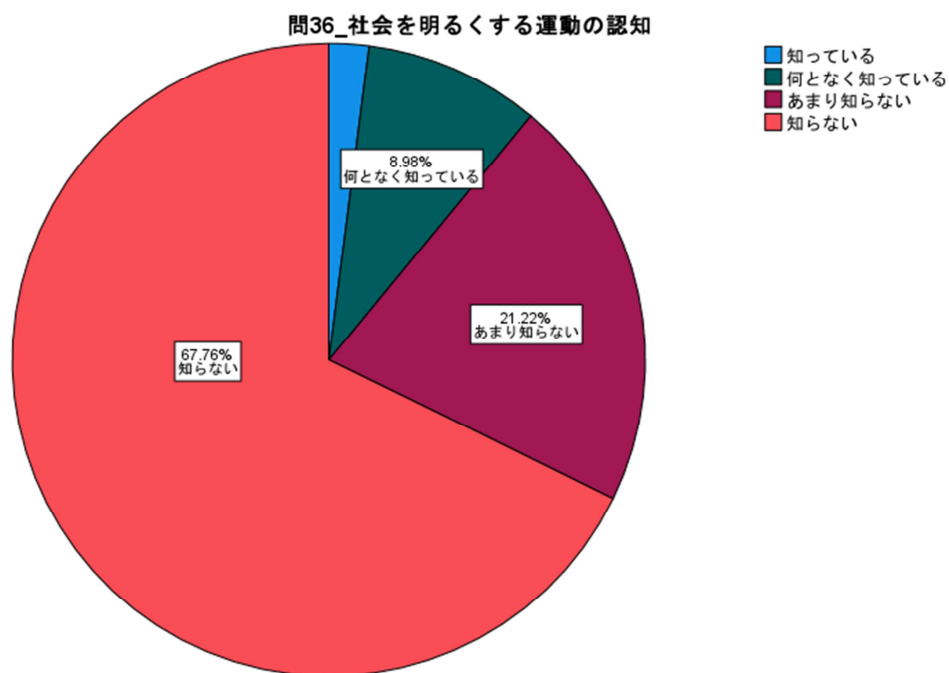


保護司の活動拠点については、前回調査と比べると、「知らない」と回答した人が減少しているが、「知っている」「何となく知っている」と回答した人は1割程度である。

問 36. 社会を明るくする運動について知っていますか。次の中から一つ選んでください。

問36_社会を明るくする運動の認知

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	知っている	5	2.0	2.0	2.0
	何となく知っている	22	8.7	9.0	11.0
	あまり知らない	52	20.5	21.2	32.2
	知らない	166	65.4	67.8	100.0
	合計	245	96.5	100.0	
欠損値	99	9	3.5		
合計		254	100.0		

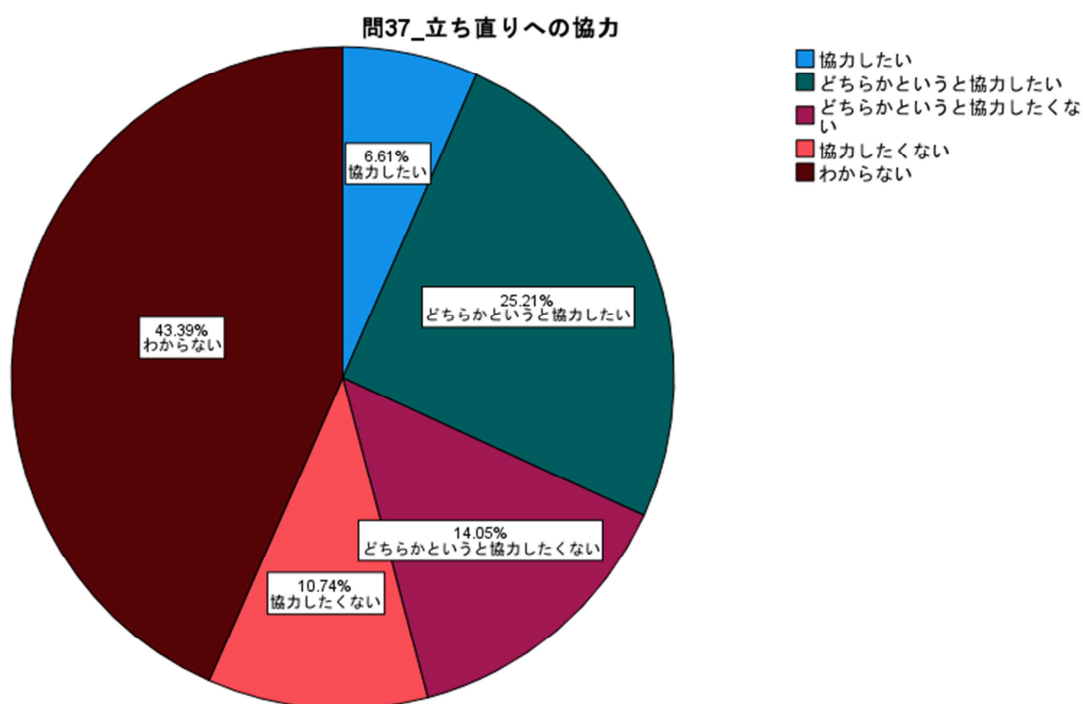


社会を明るくする運動では、「知っている」「何となく知っている」と回答した人は1割であり、約9割が「知らない」「あまり知らない」と回答している。

問 37. 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。次の中から一つ選んでください。

問37_立ち直りへの協力

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	協力したい	16	6.3	6.6	6.6
	どちらかというと協力したい	61	24.0	25.2	31.8
	どちらかというと協力したくない	34	13.4	14.0	45.9
	協力したくない	26	10.2	10.7	56.6
	5	105	41.3	43.4	100.0
	合計	242	95.3	100.0	
欠損値	99	12	4.7		
合計		254	100.0		



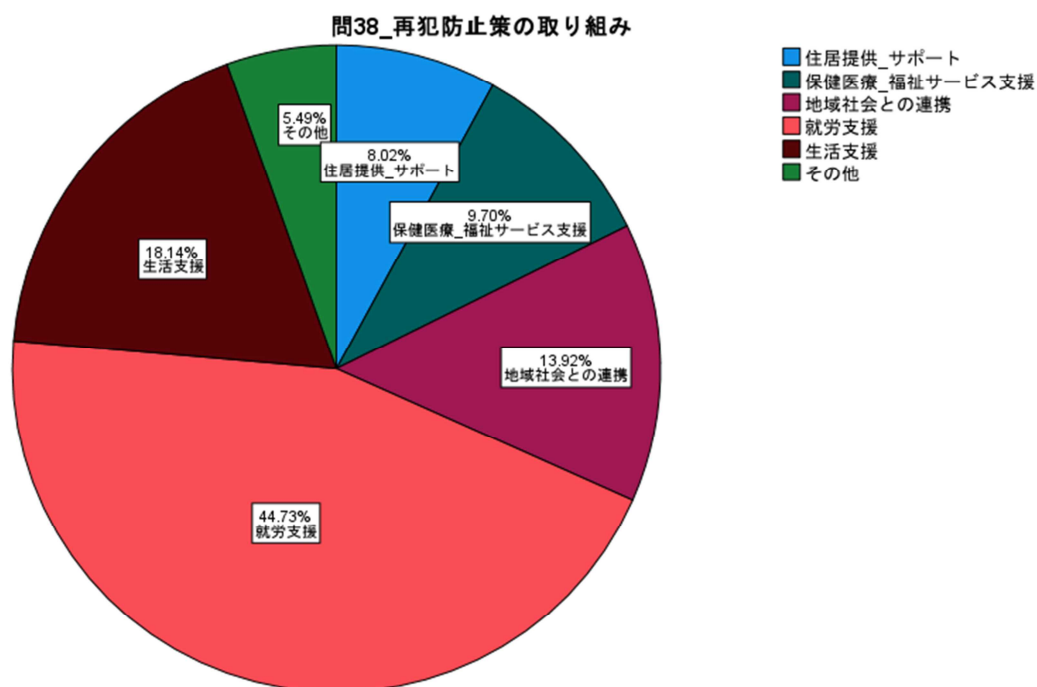
犯罪をした人の立ち直りへの協力については、3 人に 1 人が協力したいと回答したのに対して、4 人に 1 人は協力したくないと回答している。

3 主な再犯の原因と分析

問 38. 再犯防止策の取り組みとしてどのような支援が必要だと思いますか。次の中から一つ選んでください。

問38_再犯防止策の取り組み

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	住居提供_サポート	19	7.5	8.0	8.0
	保健医療_福祉サービス支援	23	9.1	9.7	17.7
	地域社会との連携	33	13.0	13.9	31.6
	就労支援	106	41.7	44.7	76.4
	生活支援	43	16.9	18.1	94.5
	その他	13	5.1	5.5	100.0
	合計	237	93.3	100.0	
欠損値	99	17	6.7		
合計		254	100.0		



再犯防止の取り組みに関する回答では、就労支援が最多であり、生活支援、地域社会との連携が続く回答結果となった。

第3章 基本方針と施策の方向

1 基本方針

令和4年に策定された国の第二次再犯防止推進計画における基本方針及び第2次長野県再犯防止推進計画を踏襲し、かつ東御市地域福祉計画の基本理念である「ともにつながりともに認め合うみんなが助け合い支えあうまち」に基づき、地域住民、更生保護関係団体、刑事司法機関、福祉関係団体、福祉行政機関と連携し、「いつでも誰もが安全で安心して過ごし続けられる明るい東御市」を目指していくことを当計画の基本方針とします。

2 施策の方向

上記、基本方針をもとに非行防止の取組推進（予防的視点に基づく取組）、犯罪をした人等への再犯防止の取組及び多岐にわたる関係機関との連携、そして地域住民と学ぶ更生保護（普及啓発）という段階に応じて施策の方向性を以下に提示します。

（1）非行防止の取組推進（予防的視点に基づく取組）

ア 現状と課題

非行の防止は幼少期からと言われています。犯罪をした人等の中には、幼少期に虐待や いじめ等に遭った「かつての被害者」であった人も少なくありません。

当市は子育て支援に関わる関係団体、福祉行政機関が多岐にわたりますが、「非行防止」という視点において子育て支援が十分に実施されているとは言えません。

幼少期から子育て支援に関わる多くの関係者が「現在の支援が将来の非行、犯罪を予防することになる」という視点、意識をもち支援に取り組むことが重要となります。

このため、保護司⁹が所属する東御市保護司会¹⁰といった更生保護関係団体と当市の子育て支援に関わる部署とが定期的に情報交換をし、相互に理解を深めていくことが必要となります。

イ 施策の方向

①子育て支援に関わる関係者が「非行防止」という視点を持ちながら支援業務に取り組むことができるように長野保護観察所¹¹や東御・小県地区保護司会¹²、東御市保護司会、東御市更生保護女性会¹³といった刑事司法機関、更生保護関係団体の協力を得て、犯罪等をした人の背景や再犯防止について学ぶ機会を設けます。

②保護司、民生児童委員、区等とが連携し、子育てに関する知識を定期的に習得し、福祉的支援が必要なケースの掘り起こし及び伴走型支援に係る見守り支援の体制

⁹保護司：保護司法に基づき、犯罪をした人等の改善更生を助ける民間のボランティア

¹⁰東御市保護司会：東御市にいる保護司が所属するボランティア団体

¹¹保護観察所：保護観察を実施する機関。保護観察官が保護観察を行う。東御・小県地区は1名配置

¹²東御・小県地区保護司会：東御市、長和町、青木村の保護司が所属するボランティア団体

¹³東御市更生保護女性会：女性保護司、女性の民生委員が会員となり非行防止、青少年の健全育成支援、更生保護の協力を目的とした女性ボランティア団体

を充実させます。

③東御市子どもサポートセンター¹⁴が実施している事業と東御市更生保護女性会が実施している子育て支援事業の情報共有及び連携を図り、子育て支援の協力体制を充実化させます。

④法務省が実施する社会を明るくする運動¹⁵の事業の一環である社会を明るくする運動作文コンテストを開催して、子ども自身が非行や更生保護について学ぶことができる機会を創出します。

(2) 犯罪をした人等への再犯防止の取組(事案発生時における再犯防止の取組)

ア 現状と課題

全国的に犯罪をした人等の再犯者率が高いことから、再犯を防止することが最重要課題と なります。

そのためには、犯罪をした人等を孤立させず、住居の確保及び求職活動の支援等を行い、生活の基盤を整える環境づくりが必要となります。

なお、犯罪をした人等のうち高齢や障がい等により就労自体が困難な場合もあるため刑事司法機関及び更生保護関係団体と福祉関係団体、福祉行政機関が連携し、福祉サービスを利用しながら生活基盤を整備することが必要となります。

また、犯罪をした人等の対応だけでなく、犯罪被害者等の人権が守られ、少しでも安心して当市で生活を営むことができるように犯罪被害者等支援を行う人権同和政策課と東御市保護司会とが適切な距離を保ちながらも、犯罪被害者が二次被害に遭うことがないように相互に法及び制度について学び、情報共有、連携を図っていく必要があります。

イ 施策の方向

①犯罪をした人等の居住について、市営住宅の入居に関する周知を図り、住居の確保を図ります。

②東御市保護司会と連携し、協力雇用主¹⁶の開拓を図ります。

③犯罪をした人等のうち高齢、障がい等により福祉課題を抱える場合は、福祉関係団体や当市の関係部署が連携し、適切なサービスを活用し生活基盤を整備する支援を行います。

④犯罪をした人等の支援者となる東御市保護司会と犯罪被害者等の支援機関となる人権同和政策課の担当職員とが、それぞれの当該支援者に対して適切な支援を実施することができるよう犯罪被害者等支援条例制定後の動向及び刑法改正等について情報共有する場を設け、相互理解を深めることとします。

¹⁴東御市子どもサポートセンター：令和4年に子どもやその親を切れ目なく横断的に支援するために創設された部署。

¹⁵社会を明るくする運動：更生保護に理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動

¹⁶協力雇用主：更生に協力する民間事業主

(3) 多岐にわたる関係機関との連携

ア 現状と課題

非行防止の取組の一つとして令和4年に東御市子どもサポートセンターが創設され、横断的かつ伴走型の支援を行っています。また、犯罪をした人等への再犯防止の取組として東御市地域包括支援センターを中心に医療と介護の連携も図られています。

犯罪をした人等のうち高齢や障がい等で福祉課題を抱える場合は、地域包括ケアシステム¹⁷により段階的に構築され福祉関係団体や当市の関係部署内とが連携できるスキームとなっています。今後も地域包括ケアシステムは深化され、官民間問わず、より一層の連携が進む流れとなっています。

しかし、犯罪をした人等への支援や更生保護といった視点に立った場合、発生件数が少ないこと、また個人に関わる情報について細心の注意が必要となるため、多岐にわたる福祉関係団体との連携は積極的には行われませんでした。実態としては、保護司が中心となり、保護司が自前でもつ社会資源を使って支援せざるを得ない状況となっていました。

その一方で、福祉関係団体や福祉行政機関だけでは把握できず、または支え切れず刑事司法関係機関といった司法領域で対応することになった「生きづらさ」や「多くの課題」を抱えている犯罪をした人等の多くが、再度地域に戻り地域社会の一員となっていくます。その時に更生保護団体や保護司だけで対応することは現実的には難しい状況となっています。

イ 施策の方向

- ①保護司対応事案が発生してから、保護司が福祉関係団体と繋がるのではなく、日頃から社会資源を把握することができるよう福祉関係団体や福祉行政機関との連携を図ります。
- ②地域包括ケアシステムに保護司会といった更生保護関係団体が組み込まれるように関係機関と連携していきます。
- ③刑事司法関係機関の現状を福祉の関係機関へ周知し、相互理解を深められるようにします。

(4) 地域住民と学ぶ更生保護（普及啓発）

ア 現状と課題

再犯防止に係る2023年に実施した市民へのアンケート調査によると、再犯防止法の認知については「知っている」「何となく知っている」が3分の1程度となっており、保護司の認知については約4割の方が「知らない」「あまり知らない」と回答し

¹⁷地域包括ケアシステム：高齢になってもいつまでも元気に暮らし続けられ、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられることができるよう、地域の中で支え合う体制

ています。

保護司の認知については、半数以上の方が「知っている」「何となく知っている」と回答され保護司という存在が認知されるようになっていきます。一方で、保護司の活動拠点や活動等における調査については、およそ9割の方が「知らない」「あまり知らない」と回答しており、社会を明るくする運動等の啓発活動についてはも9割近い方が認知をしていない状況となっています。

立ち直りへの協力は、3人に1人が「協力したい」と思うのに対し、4人に1人は「協力をしたくない」と回答しています。また、再犯防止策の取組については「就労支援」が必要とする回答が多く、社会復帰に向けての就労支援の重要性があることが回答結果として示されました。

以上のアンケート調査から、再犯防止に関する法律については何となく指定医はいるものの、保護司や保護司の活動拠点であるサポートセンター、再犯防止に関する取組について市内では認知されていないという傾向があります。

「分からない」ということは不用意に不安を増大させます。まずは更生保護について知る機会を得ることが大切になり、そして保護司の顔が「見える」ことが重要となります。

イ 施策の方向

- ①東御・小県地区保護司会の周知を図るため保護だより、SNS等を使用して更生保護の普及に努めます。
- ②更生保護を身近に感じてもらうため、市内イベントにあわせて社会を明るくする運動の広報活動を行います。
- ③福祉関係団体や福祉行政機関の支援者側に保護司の存在を認識していただくことを目指します。そのために、勉強会やイベント時における連携を図ります。

第4章 施策の実施体制

1 市役所内の推進体制

再犯防止に係る施策は、子育てから、保健、医療、福祉、住まい等の多くの分野にまたがるものです。重層的に支援できるように市役所内の関係部署と再犯防止の視点を共有し、連携していきます。

再犯防止の取組を推進することは「地域共生社会」を進めるひとつの動力となりますし、福祉関係団体の支援者や福祉行政機関に新たな視点をもたらすものとなります。

その一方で犯罪をした人等がいるということは、必ず被害者がいることになります。発生件数が少ないからではなく、犯罪が起きない社会、再犯はさせない安心なまちづくりを推進します。

また、国や長野県の動向を注視しつつ、社会や経済情勢の変化等を把握し、適格に対応しながら、本計画を着実に推進します。

2 連携する関係団体等と計画の点検

保護観察所や保護司、更生保護女性会、警察関係者などの機関と福祉、保健、医療、そして人権に関わる機関と連携し、相互に理解と協力を得て再犯防止を推進します。

また、東御市地域福祉計画策定推進委員会の中で、計画の進行管理を図るとともに、課題や事業について、定期的に情報共有し、協議を行う機会を設けます。

資 料 編

1 統計データ

(1) 人口・世帯の状況

● 年齢3区分別人口

【単位：人】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
総数	29,945	29,822	29,605	29,412	29,149
年少人口（15歳未満）	3,684	3,648	3,586	3,525	3,387
生産年齢人口（15～64歳）	16,957	16,749	16,556	16,396	16,235
老年人口（65歳以上）	9,304	9,425	9,463	9,491	9,528

【資料：住民基本台帳】

● 地区別人口の状況

【単位：人、％】

地区	人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		人口	比率	人口	比率	人口	比率
田中地区	8,997	1,151	12.8	5,223	58	2,623	29.2
和地区	5,936	697	11.7	3,395	57.2	1,844	31.1
滋野地区	4,944	567	11.5	2,680	54.2	1,697	34.3
柵津地区	4,792	561	11.7	2,635	55	1,596	33.3
北御牧地区	4,481	411	9.1	2,302	51.4	1,768	39.5

【資料：住民基本台帳】

● 総世帯、1世帯あたりの人数

【単位：世帯、人】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
総世帯数	12,163	12,273	12,319	12,441	12,525
1世帯あたりの人数	2.46	2.43	2.40	2.36	2.33

【資料：住民基本台帳】

(2) 高齢者の世帯の状況

● 高齢者世帯の状況

【単位：世帯】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
65歳以上の者のいる世帯	6,267	6,319	6,356	6,386	6,408
単独世帯	1,834	1,819	1,816	1,822	1,824
夫婦世帯	2,685	2,740	2,750	2,762	2,779
同居世帯	1,748	1,760	1,790	1,802	1,805

【資料：住民基本台帳】

● 高齢化率の状況

【単位：％】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
東御市	31.1	31.6	32.0	32.3	32.7
長野県	31.8	32.1	32.5	32.8	32.9
全国	28.4	28.6	28.9	29.0	29.1

【資料：住民基本台帳】

● 要介護・要支援認定者の状況

【単位：人】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
要介護認定者数	1,479	1,544	1,599	1,648	1,700
要支援 1	121	138	162	176	205
要支援 2	171	173	183	219	224
要介護 1	315	346	355	382	400
要介護 2	283	294	278	279	277
要介護 3	239	236	236	216	224
要介護 4	211	214	242	228	230
要介護 5	139	143	143	148	140

【資料：福祉課】

(3) 障がいのある人の状況

● 身体・知的・精神の障がい者手帳所持

【単位：人】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
身体障がい者	1,207	1,393	1,178	1,166	1,142
知的障がい者	272	274	241	315	330
精神障がい者	339	364	391	416	416

【資料：福祉課】

(4) 生活保護及び生活困窮者の状況

● 生活保護の状況（各年度の3月末現在）

【単位：世帯、人】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
被保護世帯数	96	107	102	105	122
被保護者数	115	126	121	122	148

【資料：福祉課】

● 生活困窮自立相談支援の状況 【単位：件】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
新規相談件数	71	179	110	78	75
プラン作成件数	58	40	40	40	35

【資料：福祉課】

(5) 子育て世帯の状況

● 母子・父子世帯の状況（児童扶養手当申請者） 【単位：世帯】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
母子世帯	265	270	264	262	253
父子世帯	17	18	16	14	11

【資料：福祉課】

● 合計特殊出生率の状況 【単位：人】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
東御市	1.32	1.38	1.40	1.31	1.25
長野県	1.57	1.46	1.44	1.43	1.34
全国	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

【資料：健康推進課】

2 アンケート結果

※作成中

3 策定経過

※作成中

4 東御市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿

氏名	推薦団体	備考
荒井 昭成	社会福祉法人みまき福祉会	会 長
松本 幸子	東御市民生児童委員協議会	副会長
射手 幸平	田中地区地域づくりの会	委 員
阿部 貴代枝	しげの里づくりの会	委 員
瀬田 智之	祢津地域づくりの会	委 員
塩崎 和男	和地域づくりの会	委 員
小山 美佐子	御牧ふれあいの郷づくり協議会	委 員
岩佐 淳	社会福祉法人ちいさがた福祉会	委 員
丸山 和	東御市ボランティア連絡協議会	委 員
清水 八重子	東御市保護司会	委 員
高橋 美也子	東御市身体障害者福祉協会	委 員
小林 峯雄	東御市シニアクラブ連合会	委 員
矢島 未保	東御市手をつなぐ育成会	委 員
小池 道子	東御市子育て支援審議会	委 員
岡田 佳澄	公益財団法人身体教育医学研究所	委 員

矢野 亮	長野大学	助言者
------	------	-----

5 東御市地域福祉計画推進・策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、東御市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、地域福祉に関する施策を推進するため、東御市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 社会福祉事業者
- (3) 社会福祉活動者
- (4) 福祉団体
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選出される前の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が、必要があると認めるときは、委員会の会議へ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 計画の策定案の作成を行うため、会長が必要と認めた場合は、委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。